

2025 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後備置書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

横浜市西区みなとみらい 2-2-1
横浜ランドマークタワー
株式会社ハリマビステム
代表取締役 免出 一郎

東京都台東区浅草橋 5 丁目 20 番 8 号
CS タワー 10 階
株式会社ハリマライフサポート
代表取締役 川崎 竜哉

株式会社ハリマビステム（以下「承継会社」といいます。）及び承継会社の完全子会社である株式会社ハリマライフサポート（2025 年 4 月 1 日付で、エヌケー建物管理株式会社から商号変更し、以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 1 月 22 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社のビルメンテナンス事業を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行いました。本会社分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 分割会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみであるため、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

分割会社の唯一の株主である承継会社は、分割会社の特別支配会社（会社法第 468 条第 1 項）に該当するため、同法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に従い、2025 年 1 月 28 日付の官報への公告掲載、及び知れている債権者への個別の催告を行いました。債権者からの異議の申述はありませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本会社分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、承継会社の株主による差止請求は認められておりません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本会社分割を実施したため、同法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 1 月 28 日付の官報への公告掲載及び電子公告を行いました。債権者からの異議の申述はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本会社分割の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、分割会社のビルメンテナンス事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 4 月 3 日（予定）

6. そのほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上